

特集 テロのグローバル化と法規制の新展開

序文

国際的なテロリズムは、2001年9月11日のアメリカ同時多発テロ事件（9・11事件）以前も存在した。しかし、9・11事件以後はとくに国際的テロリズムに対する国際機関や各国での法的対応の必要性が世界共通の認識となり、国連安保理決議や各国での法改正や法整備がなされている。また国際テロ組織関係者に対する取締りや捜査も強化されている。出入国管理、国民・在留外国人に対する規制などもテロ対策に関連づけて議論されている国もある。

今回の特集では、9・11事件を象徴とする最近のテロリズムに対する各国法やマクロ地域的組織 EU や、全世界的組織である国連によるテロリズムへの対応に、以前のテロリズムへの法的対応と異なる特徴があるのかどうか、あるとして何かを、また新たに生じている法的問題は何か、新たな法的分析の切り口や理論的な視座はどこかを探ろうとする。

ここに寄せられた諸論文は、国家法を主として扱った大藤論文（フランス）・江島論文（イギリスと欧州人権条約）・山元論文（日本）と、マクロ地域的組 EU の法を扱った中村論文、そして国際法を扱った寺谷論文の5本である。このうち山元・寺谷両論文は、現象の記述を超えて現象の理論的な把握にむしろ関心を寄せている。そこで、今回の特集の課題のうち、9・11事件を象徴とした近時のテロリズム対策の特徴を探るという点に関心を抱いた、大藤、江島、中村の論文をまず並べ、次により理論的な視座や枠組を探ろうとした山元、寺谷の論文を置いた。読者はこれらの論文を読み進めるうちに、各国次元からマクロ地域次元そして国際次元に至るまでの、法現象と最新の法的課題や今後の理論的な論究点を知ることになるであろう。

一言この特集から現象認識について結論めいたことをいうならば、9・11事件は決してテロリズム規制法制度の転換点ではなかった。むしろその転換点は各国次元・国際次元ともに1980年代末から1990年代にかけて徐々に進展しており、それが2001年9月11日の事件が世界で最も政治的にも経済的にも大きな影響力をもつアメリカ合衆国で起きたために、一気に変化を加速させたという認識である。転換の一つは、国際法上の規制要請が、国家を対象としてだけでなく、各国内の個人を特定して国内法にもほぼ直接に浸透してくるというものであり、また個人の権利救済もこの状況にあっては国内のみならず、国際次元にも及ばざるを得ないという点である。

日本では憲法の国際協調主義を憲法の他の原則といかに両立させて考えるか、あるいは司法部が立法・行政部との関係で、いかなる、またどれほどの統制を及ぼすべきかについて、こういった21世紀初頭の新たな現象を念頭においた議論は、まださほど深まっていないように思われる。この特集で国際法を語る寺谷が対国際テロ戦争の「内戦化」を語り、マクロ地域的組織 EU を語る中村が EU のテロ規制権限強化と EU 内部での司法審査の拡大努力を語り、イギリス法を語る江島やフランス法を語る大藤がテロ規制等の警察権限の国際化と国際的人権規範や憲法からの統制可能性を語る。そういうヨーロッパ全般の状況に照らすならば、日本を語る山元が、9・11 事件以後の日本におけるテロリズム対策立法をめぐる「法的ディスクールの諸相」を歴史として突き放して語り、「安全の専制」論を批判的に紹介しつつ諸外国の例を参考にしながら、日本の司法部の役割を探っていることは、国際法と国内法が相互浸透する時代の新しい憲法課題に対応する、ひとつの序論となるであろう。

この特集の諸論文が、我が国もヨーロッパと同様に抱える問題に熟議をつくして対応するためにも、また理論的な考察の一つの足掛かりとしても、貢献するものになればと願っている。

編集責任者 中 村 民 雄